



# 中野区ファミリー・サポート事業 特別援助活動のしおり

## 特別援助活動に会員登録を希望される方へ

- ◆特別援助活動は、**ご自宅に訪問し登録手続き**をおこないます。  
以下をご確認のうえ、訪問日を決定いたしますので、お電話ください。  
(お電話当日の訪問はできません。)
- ◆特別援助活動の登録は、**就労世帯(両親共に)**が対象です。  
(両親どちらかが育児休暇中の登録はできません。登録後も産休・育休中は復帰のための打ち合わせ等で職場に外出する時以外は利用できません。)
- ◆訪問予約については、就業開始日が決まってからの受付になります。
- ◆訪問は、平日 10 時～, 10 時半～, 13 時半～のいずれか 1 時間程度を予定しています。
- ◆当日は、お子さんの同席をお願いしています。
- ◆当日は、職員と協力会員 1 名を同行し、「登録手続き」・「事前打ち合わせ」を行います。
- ◆当日は、年会費 ¥3,000 (児童育成手当受給世帯 ¥1,500) と、**事前打ち合わせ料 ¥800 をおつりのないよう**にご準備ください。
- ◆特別援助活動「事前打ち合わせ票」は、**事前にご記入**ください。
- ◆事前打ち合わせの際にかかる協力会員の交通費は利用会員の負担になります。  
(当日の急な取り下げや不在時には、キャンセル料をご負担いただきます。)

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区ファミリー・サポート事業  
〒164-0001 東京都中野区中野 5-68-7 スマイルなかの 4 階  
TEL03-5380-0752 FAX03-5380-0750  
URL [http://www.nakanoshakyo.com/family\\_support/](http://www.nakanoshakyo.com/family_support/)  
事務局開設時間  
8:30～18:00 (日・祝日・第3月曜日・年末年始休み)

保護者の仕事が理由で子どもの保育ができない場合や、  
病気で通所先に行けない子どもの預かりなど、  
育児に係る臨時的・突発的なニーズに対応することで、  
誰もが安心して働き続けられる環境を整え、  
地域の子育て支援を行うことを目的に実施します。



## 特別援助活動のしくみ

### 1 会員の種類

利用・協力ともに、中野区ファミリー・サポート事業の登録講習会を受講し、会員登録していることが必要です。

- 利用会員**・・・就労しており、病気の子どもの預かり又は急な残業などの場合の子どもの預かりを希望する方
- 協力会員**・・・病児又は急な残業などの場合の育児を援助したい、満20歳以上で中野区ファミリー・サポート協力会員養成講座の全科目(基本講習24時間程度)を修了した方

### 2 会費

- ・特別援助活動を希望する利用会員は、毎年度ごとに年会費（登録料）を納入します。
  - ・事前打ち合わせを行う職員の訪問時に、登録日～3月末日分として年会費（登録料）3,000円を支払います。年度の途中で新規に登録した場合でも年会費（登録料）が減額になることはありません。
  - ・会員の更新は1年に1回行います。事務局から郵送された更新ハガキの返送と、指定の口座に年会費（登録料）の納入を確認後、特別援助活動の会員更新とします。
  - ・納入された年会費（登録料）は会員が途中退会した場合においても返還できません。
  - ・窓口での納入もしくは新規登録時のみ、「子ども商品券」をご利用になれます。
- ※児童育成手当受給世帯は、年会費（登録料）が半額となります。  
(毎年更新時に、児童育成手当受給証明書もしくは支払通知書の写しを提出してください。)



### 3 対象年齢

- 病気の子どもの預かり・・・6ヶ月～小学6年生
- 病気の子ども以外の預かり・・・0才～18才



### 4 サポート場所

- ◇利用会員の自宅で行います（外出はできません）。
- ◇保育の空間は可能な限り一部屋（リビング等）で出来るように環境を整えてください。  
(協力会員が多数の部屋に出入りしなくても済むようご協力お願いします。)
- ◇緊急送迎・保育等の依頼時に、保護者の勤務先に鍵を取りに行くことはできません。  
(子どもが自宅の鍵を所持していない場合は、協力会員宅での預かりとなります。)



## 5 サポート内容

### ① 病児保育（病気の子どもの預かり）

※ 受診が済んだ状態で、医師より「在宅保育を第三者に依頼する事が可能な状態」と許可を得ている子どもに限ります。

※ 子どもの病状が変化することもあるため、利用の前日から電話受付ができます。（一度に連日の受付は出来ません。）



### ② 病児送迎保育

（通所先から呼び出しを受けるなど、緊急時の病気の子どもの迎えとその後短時間の預かり。）

※ 依頼後に保護者が速やかに駆けつけることが前提です。

※ 受診をしていない状況でのお預かりのため、安全面を考慮して移動は原則往復タクシーを利用します。



### ③ 緊急送迎・緊急一時保育

（急な残業や研修会・勉強会など、病気以外の緊急の送迎や一時保育。）

※ 冠婚葬祭や学校行事等、仕事が理由でない場合の依頼は特別援助活動では出来ません。



◎預かる子どもの病状は、医療機関から在宅療養が可能とした範囲内（入院する措置が必要な場合は預かりません）となります。入院が必要でない場合も重篤な感染症（例：腸管出血性大腸菌）等の場合、保健所や医療機関との指示等も考慮し、子どもの預かりができない場合があります。

◎1つの病気で継続して利用できる期間は最大5日間（再受診した場合はその日から5日間）です。

## 6 相談受付・利用申し込み

事務局開設時間

月～土曜日 8:30～18:00

日曜日・祝日・第3月曜日・年末年始はお休みです

事務局 03-5380-0752 に電話でご相談ください

職員巡回時携帯電話 090-8849-5520（事務局からの連絡のみ）



※17:00以降は依頼や相談が集中しますので利用依頼の対応が十分にできない可能性があります。

お時間に余裕をもって、16:30頃までの利用申し込みをお願いしております。

※受付後、事務局からの折り返し連絡（協力会員の紹介）に18時までに出られない場合、キャンセル扱いにさせていただきますのでご注意ください。

※事務局開設時間外は利用申し込みができません（留守番電話になります）。

朝は8:30から受け付けていますので、ご連絡ください。



## 7 利用時間

- ・病気の子どもの預かり…月～金曜日 8:00～18:00、土曜日 8:00～12:00
- ・緊急の子どもの預かり…月～日曜日 6:00～24:00（宿泊はできません）

病気の子どもの預かりは、日曜日、祝日、第3月曜日、年末年始はお休みです

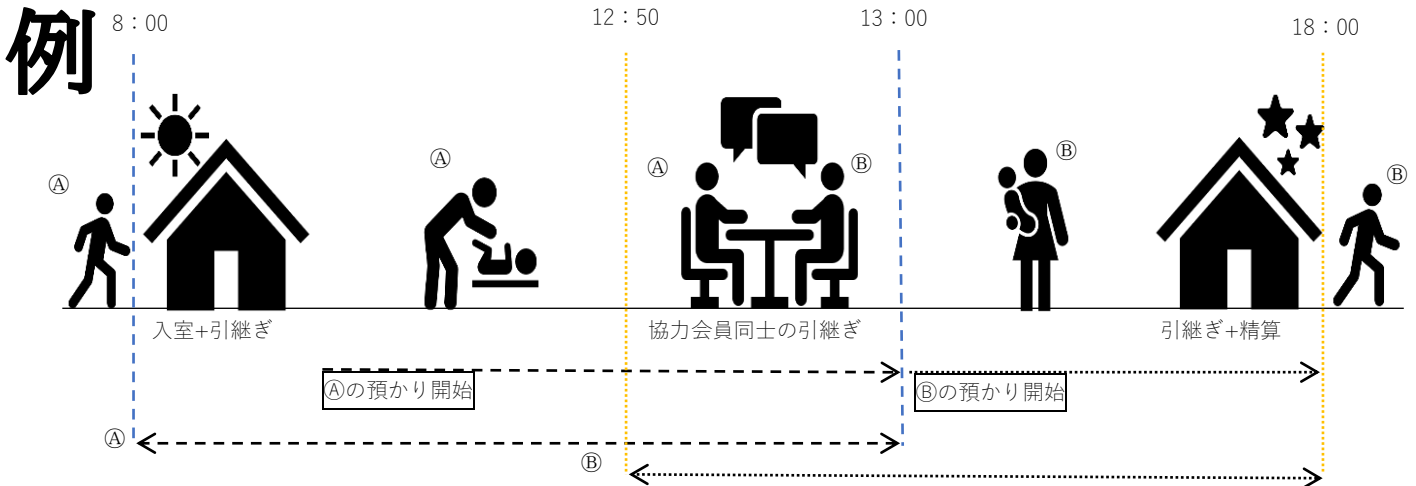
緊急の子どもの預かりは、第3月曜日、年末年始はお休みです

## 《活動時間の変更・依頼の取り下げ（キャンセル）について》



- ※ 活動時間の変更・取り下げは必ず事務局に連絡をしてください。  
(保険の関係上、協力会員と利用会員の直接のやりとりはキャンセル時のみです。  
その他、活動時間の変更などの連絡は必ず事務局を通してください。)
- ※ 緊急送迎の変更・取り下げは当日18:00までです。それ以降の変更はできません。
- ※ 事務局開設時間外の対応については、その都度連絡方法をご案内いたします。
- ※ 協力会員もしくは事務局が指定した時間までに取り下げ連絡がなかった場合はキャンセル料として1時間分の利用料(1,200円)を協力会員にお支払いいただきます。

### ---引き継ぎ時間の考え方について---



Aさん(入室~Bさんへ引継ぎ終了まで) → 8:00 ~ 13:00 (5時間:6,000円)

Bさん(保護者へ活動内容引継ぎ+精算終了まで) → 12:50 ~ 18:00 (5時間10分:6,600円)



5時間(6,000円) + 5時間10分 = 10時間10分(12,600円)

## お 願 い

利用の際には、自転車で訪問する協力会員のための駐輪スペースをご用意ください。

来客用駐輪場または駐輪可能なスペースが確保できない場合には、近隣の有料駐輪場を利用するか自転車以外の手段(公共交通機関)で訪問し、その場合の費用は利用会員の負担になります。

※ 住宅の敷地内であっても、管理人等に許可を受けていない場所には駐輪できません。

※ 登録時、及び利用申し込み時に、駐輪場について確認します。

※ 特に集合住宅にお住まいの方は、事前に管理組合等に連絡をお願いします。

駐輪場のトラブルが増えています。お互い気持ちよく活動するためにご協力よろしくお願いします。



## 8 利用料金

病気の子どもの預かり	回復期や予防としての在宅保育であっても、病気の子どもの料金となります。	一律 1,200円/時
病気の子ども以外の預かり	病気以外の緊急の送迎や一時保育	

◎1回の利用が1時間未満の場合には、1時間(1,200円)として計算します。

◎1時間以上の場合には30分以内は上記の半額(600円)、  
30分を超える時は1時間(1,200円)として計算します。

◎利用料は、活動終了時に直接現金で協力会員へ支払います。

◎複数の子どもを預ける場合

☆病気の子ども以外の預かり・・・利用料は、2人目から半額とします。

☆病気の子どもの預かり・・・子ども1人に対し協力会員1人での活動となります。

(協力会員1人で複数の病気の子どもを預かることはできません。)

◎援助に要した交通費(子どもの送迎に必要な交通費・協力会員が利用会員宅に伺う際に必要な交通費)、  
食事代(ミルクや水分、おやつ代など)、オムツ代は利用会員が実費を負担します。

※感染症が流行している時期など、近隣で協力会員が見つからない場合は遠方から

(バス・電車・タクシー等を利用して)伺う事もあり、その際の往復交通費は利用会員の負担です。



## 9 サポート活動全般の留意事項

◎ 利用会員宅での預かり中は、固定電話を留守宅設定にします。

固定電話の対応、来客、宅配便の荷物の受け取りについては原則行っていません。

(協力会員の引継ぎ時・職員巡回時のみ対応します)

◎ 貴重品や高価な装飾品は、紛失・破損を防ぐためにあらかじめ片付けてください。

◎ 特に病児の場合は、お子さんの状態によって事務局から利用会員へ連絡を入れることがあります。

活動中は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

◎ 在宅勤務で保護者が自宅にいる場合の保育は、原則短時間かつ別室での預かりとなります。

◎ 活動中に帰宅してお子さんの様子を見に行くことはお控えください。

状況を確認したい場合は事務局へご連絡ください。巡回時の様子をお伝えします。

◎ 室内にペットがいる場合には、活動中は保育場所とは別室にするかゲージに入れて隔離してください。  
ペットの対応は行いません。

◎ 活動上知り得た会員のプライバシーを尊重し、決して他に漏らさないで下さい。

◎ 個人情報については、中野区社会福祉協議会個人情報保護規程により適切な管理を行います。

◎ 政治活動、宗教活動、営業活動などを目的とする活動は、決して行わないで下さい。

◎ 自家用車での送迎はできません。病児の場合は、送迎の際タクシーを利用しますのでご了承下さい。

◎ 入会時と異なる状況(電話・勤務先・住所、アレルギー等)が生じた場合には、必ず事務局までご連絡下さい。

◎ お子さんの予防接種は、適切な時期に積極的に受けるようにしましょう。



## 10 サポート活動の流れ

事前打ち合わせ	職員と協力会員がご自宅を訪問し、子ども同席で事前打ち合わせを行います。
サポート依頼	<p>以下の内容について、<b>事務局開設時間内に電話</b>でご依頼ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①会員番号・氏名</li> <li>②依頼内容（病児・保育園迎えとその後の短時間の預かり、急な預かり）</li> <li>③依頼したい日時</li> <li>④子どもの名前・月齢</li> <li>⑤サポート場所（利用会員宅か協力会員宅）</li> <li>⑥子どもの状況（病名、主な症状、医師からの指示内容など）</li> <li>⑦服薬の有無（内容、投薬方法）</li> <li>⑧食事の有無（乳児の場合は1回のミルクの分量や回数など）</li> <li>⑨アレルギーの有無</li> </ul>
協力会員の紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎協力会員の紹介（長時間の場合は、複数の協力会員を紹介することがあります）</li> <li>◎依頼取り下げ時の連絡方法の案内</li> <li>◎保育園等への緊急迎えの場合、<b>必ず保護者より保育園等へ連絡し、迎えに行く協力会員の氏名を伝え（口頭での委任）</b>ベビーカーや荷物の準備を依頼してください。</li> </ul>
サポート活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動に必要な書類（<b>活動報告書</b>・<b>投薬依頼書</b>）に記入をします。 （活動報告書は協力会員1人につき1枚必要です。 前半・後半で2名紹介された場合は2枚必要です。）</li> <li>②活動に必要な物品がそろっているか確認します。※下記参照</li> <li>③必要に応じて協力会員の為の駐輪場を用意し、管理組合等に連絡をします。</li> <li>④協力会員が到着したら、お子さんの<b>前日夜から現在までの症状</b>、普段の生活の様子を、活動報告書を利用し、協力会員に引き継ぎます。 投薬がある場合には、<b>投薬依頼書と1回分の薬を協力会員と目視で確認・準備します。</b> （水薬/シロップは1回分を別の容器に分けてご準備ください。）</li> <li>⑤活動に必要な物品（体温計、育児用品、冷暖房器具、テレビ・DVD、インターフォンなど）の使い方や、おむつの破棄方法等について確認・引継ぎをします。</li> <li>⑥活動中の連絡先は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。</li> <li>⑦利用料金の支払いは、活動終了時に行います。複数の協力会員を紹介した場合、前半の協力会員には活動開始時に前払いでお支払いします。</li> </ul> <p>※緊急時の対策として避難用バックまたは、持ち出し用バックがあればご準備ください。</p>

### 【準備しておくの良いもの】

体温計・食事・おやつ・オムツ・衣類（2～3組）・タオル・バスタオル・寝具・保冷剤（体を冷やす用）

※食事は体調に合わせて形状を工夫し、何種類か準備しておきましょう。

※水分補給の飲み物（水・お茶・経口補水液・ミルク等）は十分に用意して下さい。


※食事は準備してある物のみ提供可能です。電子レンジやポットのお湯の対応は可能ですが、

ガスやIHでの調理は出来ません。



## 書類の種類

【会員の手元にあるもの】

<p><b>投薬依頼書</b> (利用会員→協力会員) ※HP よりダウンロード可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中に投薬の必要がある場合、あらかじめ利用会員が記入しておくものです。この依頼書に基づいて、協力会員が投薬を行います。</li> <li>誤薬を防ぐためにも必ずご記入下さい。</li> <li><b>※投薬依頼書がない場合の投薬はできませんのでご注意ください。</b></li> <li>頓服薬(解熱剤等)は協力会員だけの判断では使用しません。</li> <li>使用する際は必ず保護者へ事務局から確認の電話をします。</li> </ul> 
<p><b>特別援助活動報告書 兼領収書 (3枚複写)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を依頼する場合、あらかじめ利用会員が必要事項を記入しておきます。</li> <li>・緊急送迎やその後の保育を依頼される場合は協力会員が準備します。</li> <li>・協力会員は報告書にある指示に従って保育を行い、保育中の子どもの状況、保育内容を記入します。</li> <li>・保育終了後、報告書の内容に従い利用料金(その他活動に要した実費)を支払います。</li> <li>・1枚目(受領書)は利用会員が受け取り保管します。</li> <li>・2、3枚目は協力会員が受け取り処理・保管します。</li> </ul>

【ダウンロードできるもの】 中野区社会福祉協議会 <http://www.nakanoshakyo.com>

「子ども・子育てに関すること」→「中野区ファミリー・サポート事業」→「特別援助活動」

<p><b>委任状</b> (利用会員→通所施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力会員が、利用会員の代わりに通所施設の送迎をする場合に、あらかじめ施設に届け出が必要な場合使用します。(施設に確認しておいてください)</li> </ul>
-----------------------------------	---

【登録後に子どもが増えたときに提出するもの】

<p><b>特別援助活動報告書 事前打ち合わせ票 (兄弟分)</b> ※HP よりダウンロード可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録後にお子さんが増えた場合、新たに訪問の必要はありませんが、そのお子さんの情報追加と事前打ち合わせ票の提出が必要です。</li> <li>・HP のダウンロード書式一覧⑭特別援助活動 事前打ち合わせ票 (兄弟分) を印刷、記入して事務局へ郵送してください。</li> <li><b>※事前打ち合わせ票の提出がない状況での依頼はできません。</b></li> </ul>
--	---



MEMO



<依頼について>

Q1. 今、病院にいます。依頼をお願いしたいです。

A1. 医療機関にいる状況であっても、受診（医師の診察）後でないとう付はできません。

Q2. 明日の病児保育を依頼したいです。念のために明日の朝、再受診予定です。

A2. 再受診後に診断名や治療方針が変わり、活動内容の変更・あるいはキャンセルになる可能性もあるため、受診予定のある場合は受付できません。  
再受診時に医師へ確認後、ご依頼下さい。

Q3. 医師から今週いっぱい登園は控えるように言われたので、  
今週中の利用申込みをまとめてしたいのですが受け付けてもらえますか？

A3. できません。  
お子さんの状態が変化する場合も考えられるため、  
前日(直近)までの症状を伺った上での受付が必要となります。

Q4. 月曜日まで病児保育を利用していた。熱が下がったので火曜日から登園しはじめたが、再度熱が出て登園出来そうにないので水曜日の朝から利用したい。最後に受診したのは月曜日です。

A4. 一度登園しており前回と違う感染症の可能性が考えられるため、  
再度医師の診察が必要となります。受診後にご依頼下さい。

Q5. 受診をしてもらうことはできますか？

A5. 協力会員が受診へ連れて行くことはできません。  
受診が必要な場合は、保護者の帰宅をお願いしています。  
状態の悪化や急変時など、万が一の時は帰宅をお願いすることがありますのでご了承下さい。

Q6. 活動開始時及び終了時のお子さんの引き渡し、活動内容の引継ぎをベビーシッター、  
祖父母等をお願いすることはできますか？

A6. ベビーシッター、祖父母等、第三者に病気のお子さんを引き渡すことはできません。  
引き渡し・引継ぎについては 預かり児の保護者のみです。



Q7. 17:30頃から電話をかけていたのですが、繋がらず18時を過ぎてしまいました。  
明日朝からの活動を依頼したいのですが、どうしたらいいですか？

A7. 17時からは事務局の電話回線が1つになるため、他の方からの依頼が入ると電話を取ることが出来ない場合があります。18時を過ぎた場合は翌朝8:30～受付しておりますのでご連絡下さい（留守番電話にて利用申し込みは受け付けておりません）。

## <サポート中について>

Q8. 保育中の子どもの様子を知りたい時には、どこに連絡したら良いですか？

A8. 事務局にご連絡ください。病児のお預かり中は職員が巡回訪問を行っておりますので、職員からお子さんの様子をお伝えすることが可能です。

Q9. 子どもがひきつけを起こしたり、症状が急変したりした時は、どのような対応になりますか？

A9. お子さんの症状が悪化した場合は、保護者に連絡し帰宅をお願いします。  
緊急性が高い急変時には（ひきつけを含む）、事務局もしくは協力会員の判断で、保護者に連絡をする前に救急車を要請することもあります。  
※かかりつけの救急病院がある場合は、診察券・保険証をご用意ください。

Q10. 在宅勤務で1日の預かりはお願いできますか？

A10. 自宅に保護者がいる場合は、短時間かつ別室での預かりのみとなります。

Q11. 保育中、薬の吸入をお願いすることはできますか？

A11. できません。協力会員は、医療行為を行えませんのでご了承下さい。  
※アナフィラキシー症状時のエピペン使用は、原則行っておりません。救急車対応となります。

Q12. 地震等の災害時の対応について教えてください。

A12. 災害時については、保護者の至急の帰宅をお願いしています。  
保護者が帰宅するまで、あらかじめ指定した緊急避難場所で待機をいたします。  
事務局へ連絡が繋がらない場合は災害伝言ダイヤル等をご利用ください。

## 補償保険

会員の援助活動中の事故に備えて、地域子育て支援補償保険に加入しています。

**サービス提供会員傷害保険(普通傷害保険)** 協会の特別援助活動の活動中や、自宅等と利用会員宅や保育所等への往復途上（通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害をこうむった場合に補償するものです。

種類	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に障害のために手術を受けたとき

（対象とならない主な傷害例）

故意等によって被った傷害、  
細菌性食物中毒、  
「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの  
（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病等）  
病気の子供を預かっている時、  
その子供の病気に感染した場合

**賠償責任保険** 協会員が、活動中に、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者（利用子どもを含む他人、

なお協会員と、同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、

ファミリー・サポート事業実施団体もしくは協会員が負担する賠償金等を補償するものです。

種類	補償額
対人・対物（1名・1事故につき）	2億円
初期対応費用（1事故につき）	500万円
訴訟対応費用（1事故につき）	1,000万円
現金盗難	10万円

（対象とならない主な傷害例）

故意、同居の親族に対する賠償責任、  
自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任

### 依頼子供傷害保険(普通傷害保険)

利用会員子どもが特別援助活動のサービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協会の過失の有無に関わらず補償するものです。その他お見舞い制度があります。

種類	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内に障害のために手術を受けたとき

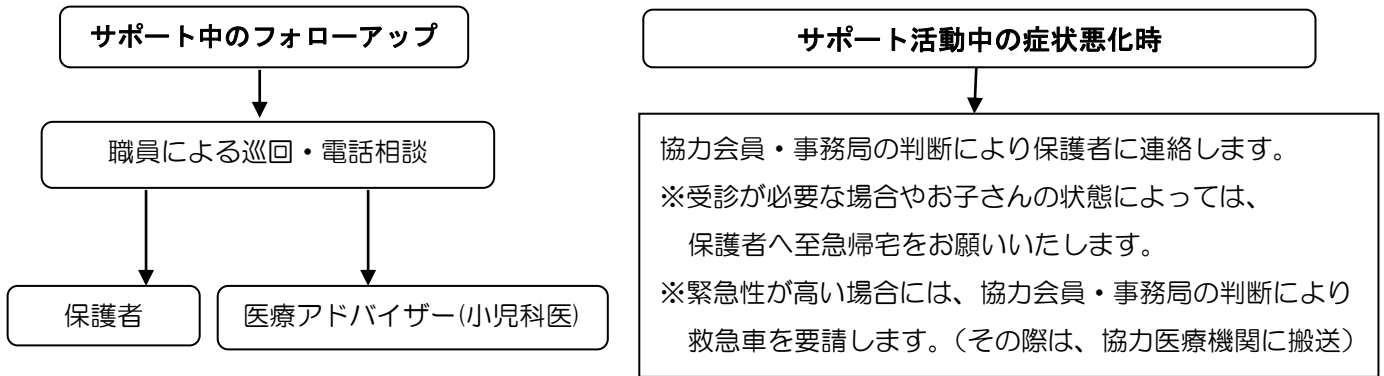
## 苦情受付

社会福祉法人中野区社会福祉協議会では、当協議会の事業・サービスを利用されている区民の方々からの苦情を受け付け、速やかに解決するための規定を整備しました。事業・サービスを提供する事業所の職員でも、他の当協議会の職員でも苦情を受け付けます。今後とも皆様に安心してサービスを提供するよう努力してまいります。

- |                   |           |              |
|-------------------|-----------|--------------|
| 1 苦情受付担当者         | 課長        | 03-5380-0752 |
| 2 苦情解決責任者         | 常務理事      | 03-5380-0751 |
|                   | 同補佐 事務局次長 | 03-5380-0751 |
| 3 FAXでも苦情を受け付けます。 | FAX       | 03-5380-0750 |

〒164-0001 中野区中野5-68-7 スマイルなかの4階 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 会長 吉成 武男

## サポート中の緊急対応について



※開設時間外の活動中の事故の場合：中野区役所 03-3389-1111（代表）へ電話し、「中野区ファミリー・サポート事業担当に連絡してください」と伝え、お名前と連絡先を教えてください。折り返し事務局職員よりお電話をいれます。

## 災害時伝言ダイヤル

連絡方法	伝言を録音する	伝言を再生する
災害時伝言ダイヤル「171」	171→1→相手の電話番号	171→2→相手の電話番号
携帯電話の災害用伝言板	「iモード」「EZweb」など各社の携帯サイトから利用できる	

- 災害時は安否確認などの通信が集中して一時、電話が通じにくくなります。携帯やパソコンのメールは比較的つながりやすいようです。また、公衆電話も一般電話より優先的に中継回路が確保できるためつながるようです。
- ※ 伝言サービスは大災害時用ですが使い方を覚えるために体験利用ができる日が設けられています。「正月三が日」と「毎月1、15日」「防災週間(8月30日～9月5日)」「防災とボランティア週間(1月15日～21日)」
- 避難場所や方法について、利用会員、協力会員共に活動前に確認をしておきましょう。

## テレフォンガイド

### 中野区準夜間こども救急診

新渡戸記念中野総合病院 (中央4-59-16) TEL03-3382-9991 年中無休

受付◆18時30分～21時45分 診療◆19時～22時

総合東京病院 (江古田3-15-2) TEL03-3387-5421 月曜～金曜日(祝・休日を除く)

受付◆18時30分～21時30分 診療◆19時～22時

中野区社会福祉協議会 中野区ファミリー・サポート事業/03-5380-0752

(巡回時携帯電話 090-8849-5520)

開設時間外の活動中の事故の場合 → 中野区役所夜間窓口/03-3389-1111(代表)

「中野区ファミリー・サポート事業担当に連絡してください」と伝え、名前・連絡先を教えてください。事務局職員より折返しお電話いたします。

東京警察病院	03-5343-5611
東京医科大学病院	03-3342-6111
日赤医療センター	03-3400-1311
順天堂大学付属練馬病院	03-5923-3111
河北総合病院	03-3339-2121
倭成病院	03-3383-1281
無線タクシー総合受付	03-3330-2111
子ども家庭支援センター	03-3228-7867

東京都救急相談センター/ #7119 (03-32122323)

病状によって医療機関の紹介や応急手当の方法や医療機関を受診するタイミングのアドバイスなどを行います。

小児救急相談/ #8000 つくば中毒110番/029-852-9999(無料)

東京都保健医療情報センター 医療機関案内サービスひまわり(都内全域)/03-5272-0303

指定した場所を中心に、様々な医療機関が近い順に検索できます。

東京都福祉保健局が医療機関の協力を得て収集したもので年1回以上の更新をしています。